

第1章 都市計画マスタープラン策定の趣旨と方針



絵：寺島 久仁恵

第1節 都市計画マスタープランの背景と目的

1 都市計画マスタープラン改訂（見直し）の背景と考え方

市町村都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法（昭和43年法律第100号）改正に伴って、新たに制度が創設され、市町村レベルにおける地域の実情と住民の意向を反映した都市計画の方針づくりが法的に位置づけられました。

このような背景のもと、幕別町は「第4期幕別町総合計画」の都市整備に関わる部門の計画として平成15年10月に「幕別町都市計画マスタープラン」を策定しました。この策定にあたりましては、町民と行政が協働で進め、第4期幕別町総合計画の将来目標に対応した都市の姿とその実現に向けた方策を示しました。

平成15年の策定後、少子高齢化の進展や地球規模の環境問題、地方分権の推進と急激な社会情勢の変化に対応するべく、旧忠類村と平成18年2月に合併し、平成20年3月に「第5期幕別町総合計画」を策定しました。

また、既存にある道路や公園などの社会基盤施設の有効活用と、都市機能の集約促進を目指した「コンパクトなまちづくり」の推進を図ることを目的として、平成18年5月に都市計画法を含めた「まちづくり三法」の改正が行われ、平成23年3月には「帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の第一回定時見直しが行われました。

以上のほか、マスタープラン策定後8年余りが経過し目標年度（平成32年度）まで残り10年余となったことから、都市づくりの現状と課題を再度検証し、新たな時代環境に対応した都市づくりの方針として改訂（中間見直し）を行うものです。

帯広圏都市計画

昭和44年（1969年）新都市計画法の施行に伴い、翌45年に一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域として、帯広市、音更町、芽室町、幕別町の1市3町による「帯広圏都市計画区域」を定めました。この都市計画区域に定める都市計画を、「帯広圏都市計画」と呼びます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市の発展・動向、人口、産業の将来見通しなどを勘案し、都市の将来像を示しながら実現に向けた大きな道筋を明らかにするもの。

都市計画

都市における土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要なことながらについて総合的、一体的に定め、秩序を持ってまちづくりを進めていくことを目的とした計画です。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている地方自治体における最も上位の計画で、行政運営全般の基本方針を示すものです。

幕別町では、昭和46年に最初の計画を策定して以来、これまで4期にわたって10ヵ年計画を策定してきました。

平成18年2月に旧忠類村と合併したことに伴って、平成20年3月に平成29年度までを計画期間とする第5期幕別町総合計画を策定しました。

2 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。住民に最も近い立場にある幕別町が、地域の特性を考慮し、住民の意向を反映させた独自の都市づくりの将来ビジョン、地域別の市街地像を確立し、実現化の方策を示すことを目的とします。

「幕別町都市計画マスタープラン」に求められる役割として、次の 4 つがあげられます。

実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

町民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの方針を明らかにします。

町民と行政の共通の目標とする

都市づくりの将来像を町民参加で作成して町民と行政の共通の目標として広く示すことにより、町民の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への協力や参加を容易にします。

個別の都市計画相互の調整を図る

土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境など個別の具体的な都市計画について相互の調整を図ります。

具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画が決定・変更される際の指針となります。



都市計画法第 18 条の 2 法第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

都市づくり

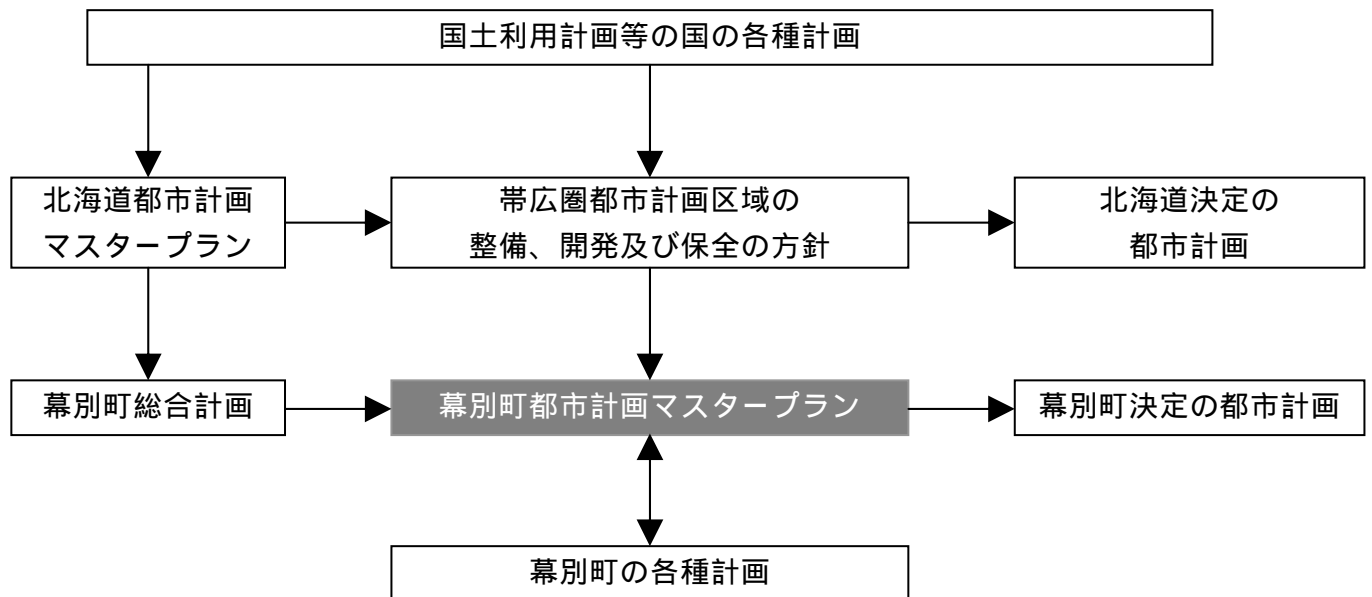
広い意味の「まちづくり」に対して、都市計画の観点での土地利用や施設配置・整備などによるまちづくりのことを指します。

3 都市計画マスタープランの位置づけ

幕別町都市計画マスタープランは、「第4期幕別町総合計画」に基づく都市計画分野に関する部門別計画として位置づけられ、合併後に策定した「第5期幕別町総合計画」に基づき改訂を行いました。

また、「北海道都市計画マスタープラン」の内容を十分踏まえるとともに「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「幕別町緑の基本計画」及び幕別町の他の個別計画（地域防災計画、農業・農村振興計画等）との整合を図った計画となります。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



4 都市計画マスタープランの策定方針

(1) 目標年次 の設定

目標年度は概ね 20 年後を見据えて策定します。

計画期間は、平成 12 年度を基準年度として平成 32 年度(2020 年度)までとします。

社会経済情勢等の変化に伴い修正の必要が生じた場合には、計画の見直しを行い適切に対応することとしており、平成 23 年度に改訂を行いました。

目標年次
平成 23 年度に改訂(中間見直し)を行ないましたが、平成 32 年度までの計画期間は変更していません。

(2) 対象区域

本計画は、幕別町都市計画区域(8,210ha)を対象とし策定するものですが、幕別町全域を視野に入れた計画づくりとなっています。

対象区域
法律上は、「都市計画区域」を対象区域とすることになっています。

(3) 策定体制

都市計画マスタープランの策定に当たっては、様々な形で町民参加を求めました。これは、住民の意見が反映された計画づくりを目指すと同時に、策定課程を通じて、住民と行政の協働の経験が蓄積され、今後のまちづくりに活かされることも期待したものです。

都市計画マスタープランは、平成 13 年度から 2 ヶ年で策定されましたが、平成 23 年度の改訂においては都市づくりの現状と課題を再度検証し、新たな時代環境に対応した都市づくりの方針として策定しました。

このことから、幕別地域の都市計画区域外や、忠類地域については対象区域から外れることとなりますが、幕別町全域を視野に入れた計画づくりとしています。

(4) 町民意見の反映の方法

平成 15 年度の策定時においては、町民の幅広い意見を計画に反映するため、2,000 世帯を対象とするアンケート調査や 21 世紀を担う町内の高校生及び中学生に対する意向調査の実施、各種ワークショップなどにより、まちづくりに関する声の募集を行いました。

平成 23 年度の改訂時においては、町民の意向がどう変化しているかを把握するため、再度アンケート調査を実施したほか、地域別意見交換会などにより町民の意見や要望の把握に努めました。

(5) 決定、公表

平成 15 年度の策定時においては、平成 15 年度第 2 回幕別町都市計画審議会での議を経て、平成 15 年 10 月 16 日に決定し広報等を通じて町民に公表しています。

平成 23 年度の改訂時においては、平成 23 年度第 4 回幕別町都市計画審議会での議を経て、平成 24 年 2 月 28 日に決定し広報等を通じて町民に公表しています。

幕別町都市計画マスタープラン策定組織

幕別いいベや探検隊

【平成 15 年 10 月策定時】

住民の立場から、まちづくり全体の実現化方策を検討する組織で、公募により様々な職業、年齢層の住民で構成された策定組織

地域別構想検討ワークショップ

【平成 15 年 10 月策定時】

公区代表など地域別構想策定のために実施した住民検討会

幕別町出前講座、地域別意見交換会等

【平成 15 年 10 月策定時】、【平成 24 年 3 月改訂時】

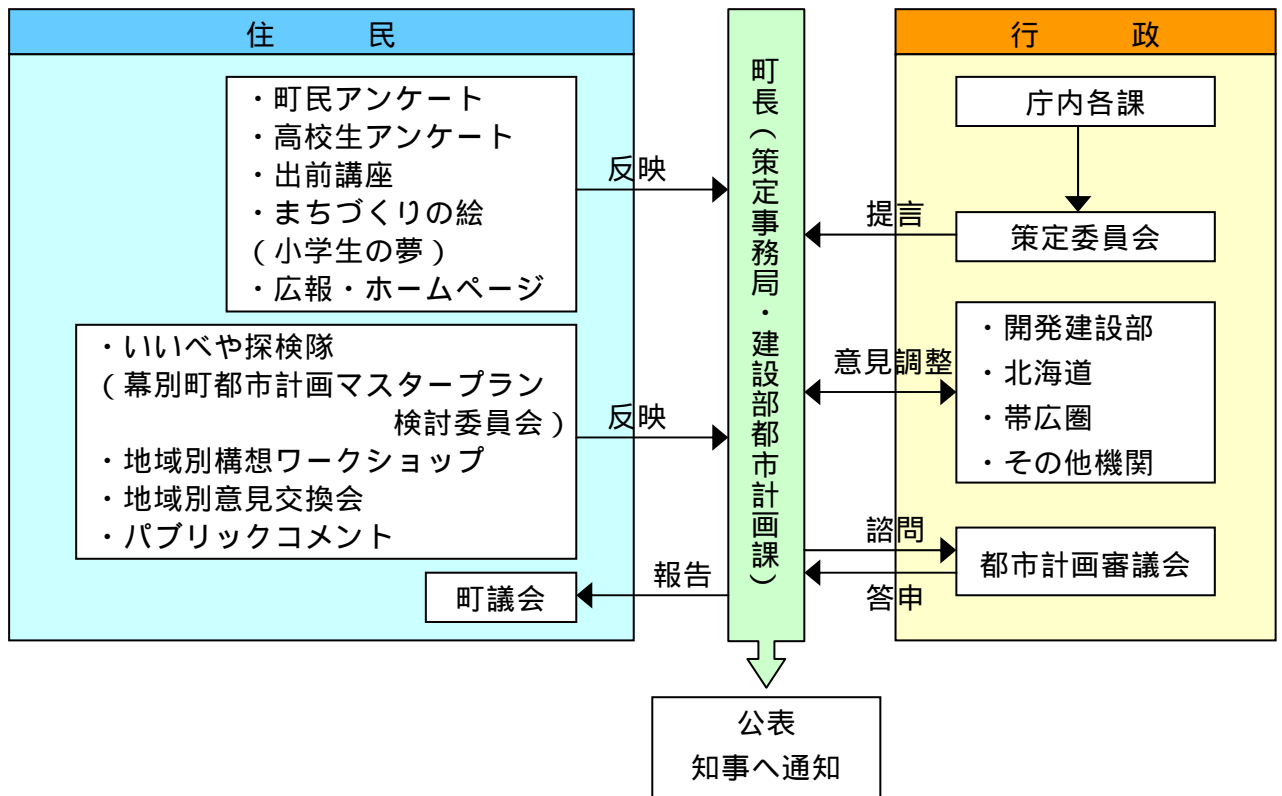
地域及び団体からの要請による講座や、一般住民を対象にした地域別意見交換会等を開催

幕別町都市計画マスタープラン策定委員会

【平成 15 年 10 月策定時】、【平成 24 年 3 月改訂時】

関係部課長、係長及び公募職員からなる庁内策定組織

図 幕別町都市計画マスタープラン策定の流れ



5 都市計画マスタープランの全体構成

都市計画マスタープランは、都市の現況と課題を分析した上で、大きく分けて、町都市計画区域全体のまちづくり計画である「全体構想」と、地域ごとのまちづくり計画である「地域別構想」及び構想実現のための考え方を示した「まちづくりの実現化方策」で構成しています。

「全体構想」

現在の経済社会情勢等を踏まえ、本町だけではなく、周辺地域を含めた大きな視点からまちづくりの方針を示すものとし、その構成は以下の通りです。

めざすべき都市の姿	計画フレーム
将来都市構造	部門別方針

「地域別構想」

地域別にまちづくりの目標とその方針、計画を示していきます。また、全体構想を地域に密着させて詳細に示しています。

「まちづくりの実現化方策」

都市計画マスタープランにおける将来都市像を、町民とともに実現するための体制など、まちづくりの進め方に関する基本的な考え方を示しています。



第2節 都市計画マスタープラン策定及び改訂の経過

- 住民参加による都市計画マスタープラン -

幕別町では、第5期幕別町総合計画において「町民参加・町民との協働」を「まちづくりの基本姿勢」として掲げています。地域の自主・自律の視点を基本に、町民の主体性を重視し、町民と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

都市計画マスタープランについても、策定及び改訂にあたっては住民参加の機会と意見反映に努めました。

1 町民アンケート

(1) 想いの実現に向けて

平成15年度の策定時においては、将来の住み良いまちづくりのための設計図である都市計画マスタープランの策定に当たり、町民の幅広い意見を反映するため、2,000世帯を対象にアンケート調査を行い、956世帯(回収率47.8%)から回答をいただきました。

平成23年度の改訂にあたって、再度、2,150世帯を対象にアンケート調査を行い、980世帯(回収率45.6%)から回答をいただきました。

これらの住民の方々の想いを受け、「今、何が課題となっているのか」、「住み良いまちづくりには何が必要なのか」を的確に把握し、将来のまちづくりにおける貴重な資料として活用しながら、住民と行政の協働により計画を策定しました。

(2) アンケート結果の概要

アンケートでは、「現状に対する満足度」、「将来、よりよいまちになるために必要なこと」、「二つの市街地に求められるまちの機能」という大きく3つの区分に分けて、それぞれ区分ごとに、まちづくりを進めるうえで考えなければならない「住環境」、「道路」、「商工業」、「みどり」などの項目について調査しました。

また、当初策定時と改訂時における同じ調査項目同士の結果を比較することで、町民の意向がどう変化しているか把握に努めました。

現状に対する満足度

現在お住まいの地区において、現状に対する満足度に関する 23 項目について調査しました。

満足度の高かった項目及び低かった項目については、以下のとおりとなっています。

満足度の高い項目

単位：％

順位	今 回		前 回	
1	幹線道路の整備	82.8	文化施設の整備	78.1
2	騒音や大気汚染	82.4	幹線道路の整備	76.4
3	文化施設の整備	81.4	スポーツ施設の整備	76.1
4	公園や広場の整備	81.2	日常の買い物や飲食	74.5
5	風紀や安全	78.9	公園や広場の整備	72.3

上記の数値は、「十分満足＋やや満足」を合計したものの。

満足度の低い項目

単位：％

順位	今 回		前 回	
19	公共交通機関の整備	57.6	公共交通機関の整備	58.2
20	医療施設の整備	57.1	医療施設の整備	55.9
21	高齢者、障がい者への配慮	54.8	高齢者、障がい者への配慮	54.1
22	就労機会や労働環境	51.1	就労機会や労働環境	49.9
23	道路の除雪	44.2	道路の除雪	33.4

上記の数値は、「十分満足＋やや満足」を合計したものの。

満足度の高い項目及び低い項目、共に、前回と比較して項目自体に大きな変動は見られず、「幹線道路の整備」などに高い満足度を示している反面、「道路の除雪」については満足度が 10%以上伸びたものの、前回と同様に一番低い満足度となっています。

市街地別では、「日常の買い物や飲食」に関して札内市街で満足度が高く上位にあります。幕別市街においては不満を感じる人が多く、前回と比較して満足度の割合が大きく減少しています。また、幕別市街では最下位となった「就労機会や労働環境」が前回と比較して満足度の割合が大きく減少している他、札内市街では「道路の除雪」が前回と同様に最下位となっています。

【住民の声】

- ・きれいに除雪して欲しい。
- ・働く場所が少ないため、企業誘致に力を入れて欲しい。
- ・高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを。

よりよいまちになるために必要なこと

まちづくりにおいて町民が最も必要度が高いと思っている項目は「住環境の向上」となっており、全体の33.9%の人が最も必要度が高いと答えています。次いで、「農業の発展」が「商業サービスの向上」に代わって2位となっています。

一方、比較的、必要度が低いと考えられていることは「市街地にある緑の創出・保全」、「工業の発展」となっています。

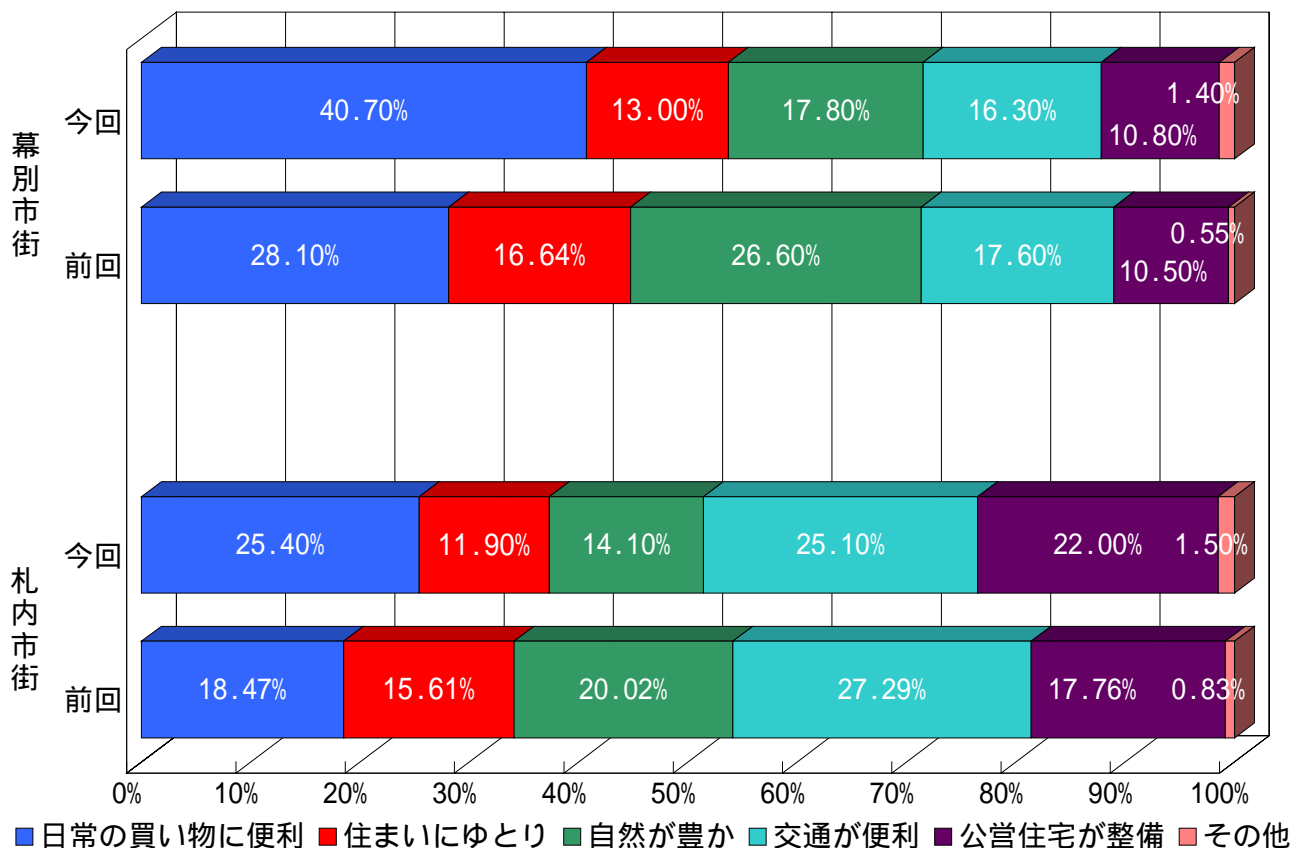
二つの市街地に求められるまちの機能

幕別市街に関しては、「現状に対する満足度」に関する回答にも表れているように「日常の買い物の利便性」が突出しています。次いで「自然の豊かさ」、「交通の利便性」を求めています。

札内市街に関しては、「日常の買い物の利便性」、「交通の利便性」、「公営住宅の整備」が高い順位となっています。

いずれの市街地においても、「日常の買い物の利便性が高く、暮らしやすい便利なまち」を求めていると言えます。

図 二つの市街地に求められるまちの機能



2 高校生及び中学生アンケート

【平成 15 年 10 月策定時】

将来のまちづくりを担う幕別高校、江陵高校及び幕別中学校の生徒に対して都市計画マスタープランに関わるアンケートを実施しました。

回答数は幕別高校 148 名、江陵高校 203 名、幕別中学校 70 名となっています。

(アンケート結果の概要)

- ・ 幕別町の住みやすさについては、住みやすいと答えた人は幕別高校 62.4%、江陵高校 84.4%、幕別中学校 59.0%となっており、半数以上の人が「住みやすい」と答えています。
- ・ 将来も幕別町に住みたいと答えた人は、幕別高校 19.4%、江陵高校 10.1%、幕別中学校 37.0%とやや低位にあり、今後若者を含めた定住対策の更なる検討が必要です。
- ・ 将来住みたいまちのイメージとしては、「買い物に便利なまち」、「都会的なまち」、「お店が多く活気がある」などが多くの回答を得ており、都会志向が顕著です。

3 住民策定組織「幕別いいべや探検隊」ワークショップ

【平成 15 年 10 月策定時】

計画づくりにおける住民参加の一環として、幕別町都市計画マスタープラン策定組織である「幕別いいべや探検隊(隊員 20 名)」によって計 7 回のワークショップを開催しました。

- ・ 幕別町タウンウォッチング
- ・ 現状分析と課題
- ・ 意見交換
- ・ 幕別の将来像

4 地域別構想検討ワークショップ

【平成 15 年 10 月策定時】

地域別構想策定にあたり、町内小学校の通学区域により 4 つの地域に分け、それぞれ住民参加による「地域別構想検討ワークショップ」を行いました。

ワークショップは、全体構想策定時に組織された「幕別いいべや探検隊」のメンバーの他、各地域 15 名程度の方が参加しました。会議は地域ごと、あるいは地域合同で計 10 回開催し、延べ 190 名の参加をいただき、日常生活に密着した課題や地域の将来像など様々な意見が出されました。

- ・ 地域の現状
- ・ 日常生活に密着した課題
- ・ 意見交換
- ・ 地域の将来像

5 地域別意見交換会

【平成 24 年 3 月改定時】

素案の作成において、地域別に住民参加による意見交換会を開催しました。

4 会場で、87 名の参加をいただき、日常生活や各地域の課題、まちづくりや安全・安心に関わる内容など、様々な意見をいただきました。

幕別地域

日時：平成 23 年 9 月 13 日（火）

場所：幕別パークプラザ多目的ホール

参加者：13 公区、22 名

札内東地域

日時：平成 23 年 9 月 14 日（水）

場所：札内福祉センター第一講座室

参加者：8 公区、15 名

札内南地域

日時：平成 23 年 9 月 16 日（金）

場所：あかしや近隣センター

参加者：11 公区、24 名

札内北地域

日時：平成 23 年 9 月 15 日（木）

場所：北栄町近隣センター

参加者：10 公区、26 名

6 意見募集（パブリックコメント）

パブリックコメント

行政機関が各種計画や施策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く住民の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。

【平成 24 年 3 月改定時】

原案の作成において、住民の方々の意見を広く反映させるため、意見募集（パブリックコメント）を以下のとおり実施しました。

資料の入手方法、閲覧及び配布場所

建設部都市計画課（役場 4 階）、忠類総合支所経済建設課（総合支所 2 階）、札内支所、糠内出張所、駒島出張所を閲覧及び配布場所とした他、幕別町のホームページへ掲載しました。

意見等の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法。

意見の募集期間

平成 24 年 1 月 10 日（火）～平成 24 年 2 月 9 日（木）
募集期間中における、ご意見、ご提案はありませんでした。